2 (1) 借款は、ベトナム社会主義共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a) 償還期間は、十年の据置期間の後二十年とする。

(b) 利子率は、年一・四パーセントとする。

(c) 支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後二年とする。

(2) (1)(c)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3 (1) 借款は、ベトナム社会主義共和国内の輸入者が調達適格国の供給者に対して既に行ったか又は将来行う支払で、生産物（両政府の関係当局間で合意する表に掲げる生産物を除く。）の購入又は当該生産物の購入に付随する役務の購入のために両者の間で既に締結されたか又は締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2) (1)に規定する表は、両政府の関係当局間の合意によって修正することができる。

(3) (1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

4 ベトナム社会主義共和国政府は、ベトナム社会主義共和国政府の名義で開設される国家予算勘定に借款の円貨による支出額に等しい額をベトナムの通貨で振り替えるようにするための措置をとる。このようにして振り替えられた額は、ベトナム社会主義共和国政府の国家予算に編入され、二千十一年十一月に承認されたベトナムの社会経済開発五箇年計画（二千十一年―二千十五年）の政策目標を達成するための改革計画の実施を支援するために使用される。

5 ベトナム社会主義共和国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

6 ベトナム社会主義共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

7 ベトナム社会主義共和国政府は、ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してベトナム社会主義共和国において課される全ての財政課徴金及び租税を免除する。

8 ベトナム社会主義共和国政府は、借款が適正にかつ専ら3(1)に規定する生産物又は役務の購入のために使用されることを確保するために必要な措置をとる。

9 情報源及び資料の出所を公正に取り扱うことを確保しつつ、ベトナム社会主義共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a) 借款の使途及び改革計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b) 借款及び改革計画に関連するその他の情報（不正腐敗行為に関するものを含む。）

10 両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をベトナム社会主義共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十四年三月五日にハノイで

ベトナム社会主義共和国駐在
日本国特命全権大使　深田博史

ベトナム社会主義共和国
計画・投資大臣
ブイ・クアン・ヴィン閣下

（ベトナム側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をベトナム社会主義共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十四年三月五日にハノイで

ベトナム社会主義共和国
計画・投資大臣
ブイ・クアン・ヴィン

ベトナム社会主義共和国駐在
日本国特命全権大使　深田博史閣下

○外務省告示第八十八号

平成二十六年三月十一日にザンジバルで、ザンジバル・マリンディ港魚市場改修計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がタンザニア連合共和国政府との間に行われた。

1 援助の目的及び内容　ザンジバル・マリンディ港魚市場改修計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2 贈与の限度額　九億三千五百万円

3 贈与の供与期限　平成三十年三月三十一日まで

4 署名者

日本側　岡田眞樹在タンザニア大使

タンザニア側　ハミス・ムッサ・オマール　ザンジバル政府財務次官

平成二十六年三月二十六日

外務大臣　岸田　文雄

○財務省・農林水産省・経済産業省告示第三号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第二十一条第一項第二号及び第四号の規定に基づき、平成二十年七月財務省・農林水産省・経済産業省告示第一号（株式会社日本政策金融公庫法第二十一条第一項第二号及び第四号の規定に基づき、同法第十一条第二項第二号に掲げる業務に係る取引が行われる場合における金銭の支払いその他の条件を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。

平成二十六年三月二十六日

財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　茂木　敏充

第四条の二及び第五条の二中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

○農林水産省告示第四百六十三号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第一項の規定により財団法人大日本蚕糸会に係る生糸についての同法第十七条の二第一項の登録が、平成二十六年三月九日限り、その効力を失ったので、同法第十七条の三第五項の規定に基づき公示する。

平成二十六年三月二十六日

農林水産大臣　林　芳正

○農林水産省告示第四百六十四号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十六年三月二十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　登録更新年月日及び登録更新番号
平成二十六年三月一日　第十号

二　登録認定機関の名称及び住所
特定非営利活動法人鹿児島県有機農業協会
鹿児島県鹿児島市西田二丁目十一―八明日ビル二階

三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類
有機農産物及び有機加工食品

四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地

(1) 認定を行う区域
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県

(2) 認定を行う事業所の所在地
鹿児島県鹿児島市西田二丁目十一―八明日ビル二階